

売却区分番号	876-1		
見積価額	¥2,791,000	公売保証金	¥300,000
財産の表示	<p>1 所在 兵庫県宍粟市一宮町河原田字荒神ノ元 地番 1020番1 地目 宅地 地積 399.00 m²</p> <p>2 所在 兵庫県宍粟市一宮町河原田字荒神ノ元 地番 1020番2 地目 宅地 地積 216.00 m²</p> <p>3 所在 兵庫県宍粟市一宮町河原田字荒神ノ元 地番 1021番1 地目 宅地 地積 296.00 m²</p> <p>4 所在 兵庫県宍粟市一宮町河原田字荒神ノ元 1020番地1 家屋番号 1020番1 種類 居宅 構造 木造スレートぶき2階建 床面積 1階 70.54 m² 2階 45.44 m²</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	都市計画区域外 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）		
接道状況	公売財産は、東側で幅員約5.3メートルの舗装市道「阿舎利線」に、0～約3メートル高く接面する。		
地盤・地勢	公売財産1～3は3筆一体で、間口約60メートル、奥行き最大約23メートルの不整形な画地であり、地勢はおおむね平たんであるが、進入路部分は南向きの上り傾斜である。		
使用状況等	公売財産1は、公売財産4の敷地として利用されている。 公売財産4は、建築年月不詳であり、令和5年12月現在、公売財産所有者に別荘として利用されている。		
管理状況等	—		
特記事項	<p>公売財産には、令和5年12月現在、電柱が存在する。 この公売財産は、各財産の見積価額を次のとおり定めています。</p> <p>公売財産1、2及び3 1,351,048円 公売財産4 1,439,952円</p> <p>消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、大阪国税局が適格請求書を交付します。</p> <p>課税資産の価額が占める割合 51.59パーセント 事業専用割合 60パーセント</p>		
住居表示等	兵庫県宍粟市一宮町河原田1020番1ほか		
最寄駅等	JR（西日本） 姫新線 播磨新宮駅 北方約37キロメートル（道路距離）		

売却区分番号	876-1		
見積価額	¥2,791,000	公売保証金	¥300,000
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。 2 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 3 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 4 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が行うことになります。 5 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 6 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。 ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。 8 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。 9 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。 10 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。 		

売却区分番号

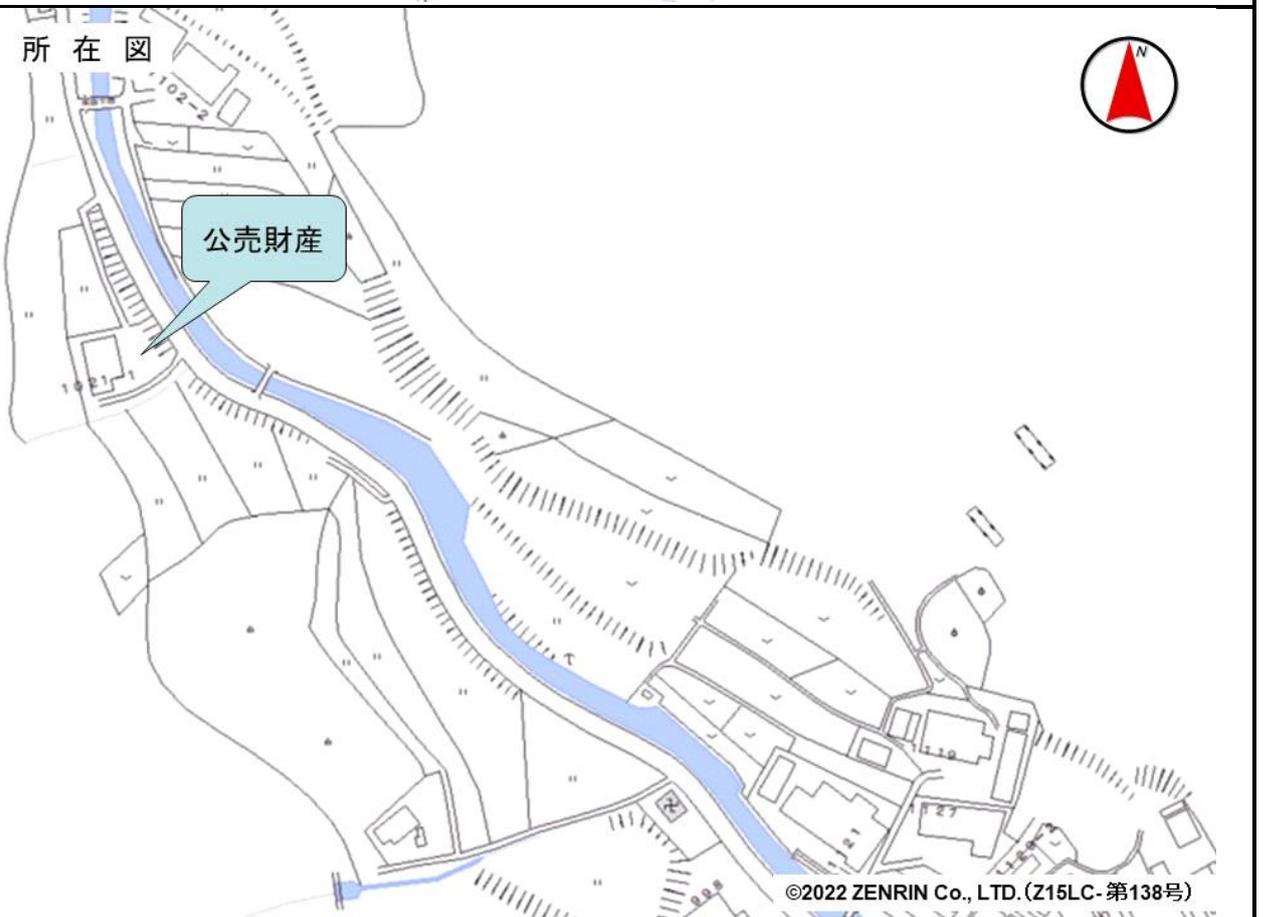
876-1

所在図

3



所在図



売却区分番号

876-1



売却区分番号

876-1

